

平成 23 年 12 月 1 日に開催した平成 23 年度第 9 回公立大学法人静岡文化芸術大学教育研究審議会の結果は、次のとおりである。

1 「社会人聴講生規程」及び「研究生等の入学検定料等に関する規程」の改正について（審議）

（1）改正内容

研究生等の入学検定料等に関する規程の一部改正は、静岡県議会で認可された公立大学法人静岡文化芸術大学が徴収する料金上限の認可についての表との整合性を図るため、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講生聴講料の徴収単位を 1 科目から 1 単位に改めるものである。

社会人聴講生規程の一部改正は、同規程第 3 条各号に該当することを証する書類については他に提出する書類で確認可能であることから、志願者の負担軽減及び事務手続きの簡略化を図る観点から提出を要しないこととするものである。

（2）主な発言

特になし

（3）審議結果

「社会人聴講生規程」及び「研究生等の入学検定料等に関する規程」の改正については承認された。

2 平成 24 年以降入学生適用司書課程について（審議）

（1）改正内容

改正司書課程における法定対応科目と本学開講科目との対応について授業形態（講義科目・演習科目）の観点等から授業の名称等を修正するものである。

（2）主な発言

文部科学省の考え方に合わせて行くが、本学の授業の本質は変わらないよう意識を持って取り組むこととする。

（3）審議結果

平成 24 年以降入学生適用司書課程について承認された。

3 剰余金を活用した事業方針等について（報告）

4 特別研究の配分方針等について（報告）

5 学生の退学・休学について（報告）

6 平成 23 年度就職情報交換会について（報告）